

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から47年6月までの期間、48年3月から同年9月までの期間、49年3月及び同年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月から47年6月まで
② 昭和48年3月から同年9月まで
③ 昭和49年3月
④ 昭和49年10月から50年3月まで

年金記録問題が話題になり、自分自身の年金記録が不安となったことから、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。その後、「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、前回の回答と納付済月数が同一であった。

私は、昭和53年秋ごろ、父の友人で市役所に勤務していた方に国民年金の加入を勧められ、「過去の未納保険料は、特例納付制度があるので納めた方が良い。」と助言され、助言内容を整理したメモを所持している。

申立期間の保険料を納付した時期は、はっきりとは覚えていないが、銀行の預金通帳をみると、昭和55年5月26日に27万4,847円を払い戻した記録があり、摘要欄に「年金」と記載されていることから、このころ、特例納付を行ったと思われる。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和53年12月ごろに払い出されたものと推認でき、申立人の所持するメモには、51年12月から53年3月までの過年度保険料の納付予定、同年4月から54年3月までの現年度保険料の納付予定及び申立期間の特例納付の予定と考えられる「22×

4,000=88,000円を昭和55年6月までに納めれば良い。」が記載されているところ、当該メモは、筆跡、申立人の口頭意見陳述などから国民年金の加入の際と一緒に記載されたものと考えられる上、メモに記載された特例納付の金額及び特例納付の終期は、第3回特例納付期間と符合する。

また、申立人は、申立期間を除く昭和51年12月以降の国民年金加入期間(約34年)の保険料をすべて納付しており、その大半の期間においては、保険料の前納及び付加保険料の納付が確認できることから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の所持する預金通帳には、昭和55年5月26日に27万4,847円を払い戻した記録及びその摘要欄に「A」、「年金」の記載が確認できるところ、払戻しの時期は、第3回特例納付の実施期間である上、申立人は、当時、「A」という学習塾を経営しており、払い戻した金額の具体的な支出内容を覚えていないものの、大きな金額を預金口座から払い戻した場合は家計簿代わりに摘要欄に目的をメモしていたとしている。

加えて、当該預金通帳摘要欄の「A」及び「年金」の記載は、筆跡、申立人の口頭意見陳述などから、預金の払戻しの際と一緒に記載されたものと考えられる上、申立人は、通常の保険料納付の場合、手持ちの現金で納付していたとしており、預金通帳の摘要欄に「年金」の記載が確認できるのは昭和55年5月26日の預金払戻し時のみであることを考慮すると、納付意識の高い申立人が、当該金額(27万4,847円)の一部を申立期間の特例納付保険料(8万8,000円)に充当したのと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入期間とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録及び納付記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

平成元年3月30日に会社を退職してすぐ、A市役所において国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付したはずである。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、A市役所作成の国民年金被保険者名簿により、平成元年3月31日に第1号被保険者の資格を取得していることが確認できる上、申立期間が未加入期間とされる合理的理由が見当たらない。

さらに、A市役所は、「平成元年3月の納付書が申立人に発行された可能性は否定できない。」と回答していることから、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月

将来の生活設計のため、社会保険事務所(当時)に出向き年金額の計算を依頼したところ、申立期間を含む5か月の未納期間があると回答された。

昭和51年7月から同年9月までの期間は、会社退職後、国民年金に再加入しなかった可能性があるが、加入当初の43年2月及び同年3月の保険料は納付していたはずなので、改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、同年3月の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

これまで保険料はきちんと納付してきたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立期間の前後の期間は保険料が納付済みである。

また、A市役所作成の国民年金被保険者名簿により、申立期間直前の昭和43年2月の保険料は45年10月26日に納付されたことが確認できる上、43年7月から44年3月までの保険料は45年10月29日に納付されたことが確認できることから、申立期間直後の43年4月から同年6月までの保険料は、納付日が不明であるものの、45年10月ごろに納付された可能性が否定できない。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間(28年)の保険料をすべて納付していることから、納付意識が高かったものと認められ、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料のみ納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月31日から同年9月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、B社）C工場に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和41年9月1日に、A社C工場から同社D工場に転勤となり、同社を退職する45年7月20日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された回答書から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和41年9月1日にA社C工場から同社D工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る昭和41年7月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「本来、昭和41年9月1日に資格喪失する内容の届出をすところ、同年8月31日に資格喪失する内容の届出を行った。」としていることから、事業主は昭和41年8月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所

(当時) は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず (社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を21万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間において、申立期間に支給された賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間の賞与支払明細書を保管しているので、調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書(平成17年12月9日支給)及びA社から提出された申立人に係る平成17年分賃金台帳により、平成17年12月9日に申立人に対して支給された賞与から、その主張する標準賞与額(21万6,000円)に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したので厚生年金保険料も納付したと主張しているが、年金事務所が保管している磁気媒体届書による健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届において、申立人の賞与支払記録が確認できないことから、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、標準賞与額(21万6,000円)に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成11年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の免除記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和53年ごろ病気で働けなかったため、A市役所に出向き相談したところ、保険料の申請免除制度があると説明されたので、その手続を行った。

その後、毎年、A市役所に出向いて免除申請を行ったはずであり、申立期間の保険料が免除されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は156か月（13年）と長期間である上、申立人に照会しても、免除申請の時期など各年の具体的な免除申請手続の状況に関する証言が得られなかった。

また、申立人が一緒に免除申請を行ったとするその友人は、申立期間のうち、昭和61年4月から平成3年3月までの期間が申立人と同様に未納である上、当該友人に聴取したものの、別々に免除申請を行っていた時期もあり、免除申請を一緒に行っていた時期は明確に記憶していないとしている。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料が申請免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申請免除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成3年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入期間とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録及び納付記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

当時、私は大学生であったが、20歳になったら国民年金に加入するものと思っていたので、昭和62年か63年ごろ、A市役所において国民年金の加入手続を行った。また、申立期間の保険料は、納付書に現金を添えて、住所地近くの郵便局において納付していたと記憶している。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、4年制大学の昼間部に在籍する学生が国民年金の強制加入被保険者とされた平成3年4月1日を資格取得日として、同年4月ごろに払い出されたものと推認でき、申立期間は任意未加入期間であることから、制度上、保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料を住所地近くの郵便局において納付したとしているところ、その当時、郵便局はA市役所の公金を取り扱う収納代理店に指定されておらず、保険料を納付することができなかった。

さらに、申立人の所持している年金手帳には、国民年金の資格取得日が平成3年4月1日とされている上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手

帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から同年9月までの期間、47年12月、48年1月、49年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から同年9月まで
② 昭和47年12月及び48年1月
③ 昭和49年2月及び同年3月

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金の加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

保険料を納付した領収証、納付を始めた経緯等は、昔のことなので記憶が無く、不明である。

私の国民年金保険料9か月分の「納付記録が確認できない。」という回答は、旧社会保険庁が、1961年以来48年間、組織が不正や失態等々の不祥事を引き起こした結果であり、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人がA市に在住していた昭和53年4月28日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間①、②及び③の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金記号番号欄の「初めて被保険者となった日」には、昭和51年4月1日の記載がある上、特殊台帳及びB市役所作成の国民年金被保険者名簿における資格取得日が年金手帳の初めて被保険者となった日と同一日となっていることから、申立期間は国民年金の未加入

期間であり、納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外のものを受け取った記憶は無いとしている上、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないため、申立人のA機関B出張所における資格喪失日（昭和42年4月1日）に係る記録を取り消し、昭和41年4月1日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から42年4月1日まで

昭和40年4月から42年3月まで、A機関B出張所に臨時職員として勤務していた。40年4月から41年3月までの期間は厚生年金保険被保険者だったが、同年4月から42年3月まで被保険者として認められないのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、A機関が保管する申立人に係る在職証明書から、申立人が、申立期間において、その雇用形態に変化が無く、同機関B出張所に継続して勤務していたことが認められることから、①申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたこと、及び②事業主は、申立期間に係る保険料の納付義務を履行していないことが認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づく平成20年6月24日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律第1条第1項の規定により、申立人のA機関における資格喪失日が昭和42年4月1日に、標準報酬月額が1万2,000円に訂正されている。

しかしながら、当該あっせん後にA機関から提出されたC共済組合A機関支部長発行の組合員資格取得証明書及び組合員長期原票により、申立人が、昭和41年4月1日から42年3月31日まで、D共済組合連合会の組合員であることが確認できることから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったこ

とが明らかである。

これらの事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から 45 年 7 月 10 日まで
② 昭和 46 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 48 年 7 月 1 日から同年 11 月 26 日まで
④ 昭和 49 年 5 月 27 日から 50 年 5 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、社会保険事務所（当時）に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

私は、高校の卒業式の翌日に上京し、その日からA県B区C町2丁目に所在したD事業所E所に住み込みで勤務し、Fをしながら学校に通った。当該所では3年間勤務し、その間、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

その後、昭和 48 年 7 月に、G社に入社し、61年又は62年ごろに退社したが、その間、同社を辞めたことは一切無く、57年ごろに同社から、「当社は、厚生年金保険から脱退するので、各個人で国民年金に加入するように。」と言われるまで、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「昭和 43 年 3 月から 3 年間、A 県 B 区 C 町 2 丁目に所在した D 事業所 E 所に勤務した。」と申し立てているところ、オンライン記録から、申立人は、昭和 45 年 7 月 10 日から 46 年 1 月 1 日までの期間、H 団体（現在は、I 団体）において厚生年金保険に加入していることが確認できるが、I 団体は、「申立人が勤務していたとする A 県 B 区 C 町 2 丁目の D 事業所 E 所は、同区 C 町 2-**-** に所在する D 事業所 J

店のことだと思われる。当時は、勤務するK事業所から加入依頼のあった従業員を、H団体において健康保険と厚生年金保険に加入させていたと聞いている。」と回答している。

また、H団体に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びI団体保管の厚生年金加入一覧表から、昭和43年3月20日にH団体において、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるD事業所J店の元従業員a氏は、「申立人と自分は同じ時期に勤め始めたと思う。」と証言しており、46年5月11日に資格を喪失していることが確認できる同店の元従業員b氏は、「自分が辞めるときには、申立人はまだ勤務していたように記憶している。」と証言していることから、申立人が、申立期間①及び②において、同店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、自分と同じ時期に就職したとして、二人の同僚の氏名を挙げているが、オンライン記録から、このうちの一人は、申立人がH団体において厚生年金保険に加入した昭和45年7月10日と同一日に、厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、残る一人については、H団体で厚生年金保険に加入したことが確認できない。

また、H団体に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びI団体保管の厚生年金加入一覧表から、申立期間①中にH団体において厚生年金保険に加入したことが確認できるD事業所J店の元従業員に対し、同店に就職した日について照会したところ、回答のあった12人のうち5人が厚生年金保険に加入する少なくとも数か月前から同店で勤務していたと証言している。

さらに、a氏は、上述のとおり、「申立人と自分は同じ時期に勤め始めたと思う。」と証言しており、H団体において、昭和43年3月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる一方で、同氏は、「自分は3年間勤務していた。」と証言しているものの、45年4月21日には、被保険者資格を喪失しており、その被保険者月数は25か月であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①及び②当時、D事業所J店は、必ずしもそのすべての従業員をH団体において厚生年金保険に加入させていたのではない上、加入させたとしても、実際の勤務期間よりも短い期間で厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

また、I団体は、「当時の厚生年金加入一覧表を保管しているが、この一覧表に記載の無い方は、少なくともH団体において健康保険と厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。」と回答しているところ、当該一覧表では、申立人の厚生年金保険加入期間は、H団体に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿と同様、昭和45年7月10日から46年1月1日までの期間であることが確認できるが、申立期間①及び②における加入記録は

確認することができない。

さらに、D事業所J店の当時の事業主は既に亡くなっており、厚生年金保険の適用状況について確認することができない上、オンライン記録において、D事業所J店という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できないなど、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険に加入していたことがうかがえない。

2 申立期間③及び④について、申立人は、「昭和48年7月に、G社に入社した。」と申し立てているところ、雇用保険の記録から、申立人は、昭和48年8月26日から51年6月4日までの期間、G社において雇用保険に加入していることが確認できる。

一方、オンライン記録から、申立人は、申立期間③直後の昭和48年11月26日から49年5月27日までの期間及び申立期間④直後の50年5月1日から51年6月5日までの期間、いずれもG社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

また、オンライン記録によれば、G社は、昭和48年10月23日に厚生年金保険の適用事業所となっており、その後、平成元年1月20日にその名称をL社に変更した後、12年12月28日に適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間③のうち、昭和48年8月26日以降の期間及び申立期間④において、G社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、申立期間当時、G社において厚生年金保険加入が確認できる複数の元従業員及び申立人は、同社の当時の事業主として同一人物の氏名を挙げているが、当該人物の所在が確認できず照会できない上、L社は、「当時の関係資料は無いため、申立人の保険料控除の状況は不明である。」と回答していることから、申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、申立期間③について、上述のとおり、G社は、昭和48年10月23日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間③のうち同年10月22日以前の期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立期間③及び④当時、G社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員に照会したところ、複数の者が、「正社員となってから最初の3か月間は試用期間であり、試用期間中は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と証言しているところ、申立人は、同社において雇用保険に加入した3か月後に、厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、当該3か月は試用期間であり、同社は、この間、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったことがうか

がえる。

加えて、申立期間④について、オンライン記録から、申立人は、G社における厚生年金保険被保険者資格を昭和49年5月27日に喪失後、50年5月1日に再取得していることが確認できるところ、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる他の従業員についても、同様の状況が確認できることから、当時、同社は、従業員の被保険者資格をいったん喪失させ、再取得させる取扱いをしていたことがうかがえる。

- 3 申立人は、いずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月から 41 年 4 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、年金事務所に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

私は、申立期間当時、臨時雇用者として、A社のB出張所及びC出張所で車の運転手として勤務したと記憶している。

以前勤務していた別の建設会社では厚生年金保険に加入していた記録があるのに、A社での加入記録が無いのは納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、申立期間当時、D県E郡F町（当時）にあったG川ダム建設現場のA社H出張所で、出張所長の車の運転手をしていた。その後、降雪により車の運転ができなくなったため、I市にあった同社C出張所へ異動になり、国鉄J線の工事現場でジープや生コン車の運転手の仕事をしていた。」と申し立てているところ、A社は、「昭和40年から41年ごろ、D県E郡F町に当社のK出張所があり、I市にL出張所があった。また、40年から42年には、同市内で、国鉄J線の路盤工事等を行っていた。」と回答している上、オンライン記録から、申立期間当時、A社M支店において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員は、「私は、A社に入社した昭和37年から4、5年間は、同社B出張所で勤務していた。当時、同社はG川上流で発電所工事を行っていたが、その現場に、N町出身のOさんという人がいて、車の運転手をしていた。」と証言していることから、同社が発電所工事を行っていたB出張所の現場で、申立人が勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、A社は、「現在、当社に保管されている年金加入に関する台帳に氏名が記載されている者は正社員のみであるが、当該名簿に申立人の氏名が確認できないことから、申立人は正社員ではなかったと考えられる。当該名簿を除き、当時の厚生年金保険の適用状況を確認できる資料は保管されていないことから、申立人の保険料控除等については不明である。なお、当時は正社員であれば厚生年金保険に加入していたと思われるが、傭人や雇員という身分の者は、当社で直接雇用し給与も支給していたものの、厚生年金保険には加入していなかったと思われる。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は、「D県I市にあったA社C出張所に勤務し、国鉄J線の工事現場でジープや生コン車の運転手の仕事をしていた。」と申し立てているが、オンライン記録から、申立期間当時、A社M支店において厚生年金保険に加入していることが確認でき、同社C出張所で勤務していたとしている複数の元従業員は、「申立人を知らない。」と証言している上、同出張所で車の運転手をしていたとしている元従業員も、「申立人のことは分からない。」と証言している。

さらに、申立人は、「A社では臨時雇用者として勤務し、当時、交付されていた健康保険被保険者証は、P国民健康保険組合の二種組合員のものだった。」と申し立てているところ、上記複数の元従業員は、「当時、健康保険はP国民健康保険組合に加入していた。社員や雇員は第一種組合員で、臨時雇用者や季節労働者は第二種組合員だった。第一種組合員は、厚生年金保険に加入していたが、第二種組合員は、長期雇用者ではないため、厚生年金保険には加入していないかも知れない。」と証言していることから、申立期間当時、P国民健康保険組合の第二種組合員だったと主張する申立人は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 1 日から 32 年 11 月 27 日まで
年金裁定請求の際、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間は、脱退手当金が支給済であることが分かった。その後、「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間は脱退手当金支給済期間となっていた。
私はA社を退職した際、同社に勤務していた期間については脱退手当金を受給したが、B社に勤務していた期間については脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に係る厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給したが、B社に係る被保険者期間については、受け取っていない。」と主張している。

しかしながら、当時の脱退手当金の支給要件は、被保険者期間が2年以上の者が資格喪失したときと規定されていたところ、A社に係る厚生年金保険被保険者期間のみでは当該要件に該当しないことから、申立人が、当該要件を満たすために、同社に係る被保険者期間に加え、B社に係る被保険者期間を合わせて脱退手当金を請求し、当該請求に基づき、両被保険者期間に係る脱退手当金が申立人に対して支給されたものであることがうかがえる。

また、B社及びA社に係る厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算された脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年4月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 1144 (事案 309 及び 727 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 9 月 1 日から 23 年 5 月 29 日まで

昭和 21 年 9 月 1 日から 23 年 5 月 29 日までの A 社 B 工場での厚生年金保険の加入期間について照会申出書を提出したところ、脱退手当金を支給しているため年金額の計算に算入されない旨の通知を受けたが、脱退手当金を受けた覚えがないので納得できない。

最初の申立ては認められず、その後、当時の住込勤務の証明書等を提出し再申立てを行ったが、再申立ても認められなかった。

私の A 社 B 工場に係る記録に納得できない点があるので、再調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、① A 社 B 工場における申立人と同時期に退職した脱退手当金受給資格者（女性）80 人のうち、脱退手当金の支給記録のある 35 人全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 4 か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられること、② 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 23 年 6 月 12 日に支給決定されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の支給記録があるなど、一連の事務処理に不自然さはないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、脱退手当金を受給していないとする新たな資料として、申立人が申立期間直後に住み込み勤務をしていたことをその当時の住込先及び

住込先の近所の商店が証明する書類を提出したが、いずれの資料も、申立人の申立期間における脱退手当金を受給していないことを示すものとは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、これについても既に当委員会の決定に基づき平成21年12月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、厚生年金保険被保険者台帳の記載事項が事実と異なっているとして再調査の申立てを行ったが、上記内容は、申立人の申立期間における脱退手当金を受給していないことを示すものとは認められず、そのほかに新たな資料の提出が無く、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。